

陸 上 自 衛 隊 第 4 師 団 仕 様 書

名 称	無人航空機飛行支援役務	調達要求書番号	58841A32004
		作 成 年 月 日	R7. 3. 27
		作 成 部 隊	第 4 師 団 司 令 部 第 3 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、無人航空機の飛行支援に関する役務（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS C 0002 地上用電子機器通則

b) 仕様書

GAV-CG-W150001 航空機（国産）共通仕様書
GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

MIL-STD-167 DEPARTMENT OF DEFENSE TEST METHOD
STANDARD

b) 法令等

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
秘密保全に関する達（平成19年陸上自衛隊達第41-2号）
取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防調第4608号。19.4.27）

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、無人航空機による搜索検証及び空撮映像から作成した3Dマップ活用検証のため、飛行等に必要な技術的事項に関する支援を実施する。

2.2 役務内容

- 飛行地域における通信確保による映像伝送（機体の整備等含む。）
- その他技術的事項に関する支援

2.3 実施場所

福岡駐屯地、小倉駐屯地、高良台演習場、大野原演習場、大矢野原演習場、十文字原演習場及び日出生台演習場

2.4 実施時期

令和7年5月8日（木）～令和8年3月6日（金）

細部は官側との調整による。

2.5 製品の規格

構成は、表1によるもの、又は、同等の性能を有するもの（以下、「同等品」という。）による。同等品により構成する場合には、「2.6 機能・性能等」を充足、一連の動作に支障の生じないものとし、事前に契約担当官等の承認を得るものとする。

表1

番号	品名 ^{a)}	数量	備考
1	無人航空機	4式	Skydio X10
1-1	本体	4式	—
1-2	遠隔操作端末	4式	—
1-3	PC	4式	—
1-4	サーマルカメラ	4式	解像度 640×512
1-5	望遠カメラ・狭角カメラ	4式	動画解像度 3840×2880
1-6	マニュアル	4式	—

注^{a)} 記載した品名は、製品の取扱説明書を参考としたものであり、当該製品を指定するものではない。また、数量は最大4式とする。

2.6 機能・性能等

2.6.1 一般的事項

無人航空機の性能・機能は、この仕様書による。

2.6.2 性能・機能

a) 共通

- 1) 主要な器材の安全性に対する機能・性能はGLT-CG-C000001によるものとする。
- 2) 対衝撃、対振動及び耐水性はMIL-STD-167-1準拠であること。
- 3) 温度は、NDS C 0002Dの2.2.5、C区分による。

b) 本体

次の機能を発揮しながら無人航空機の飛行ができるものとする。

- 1) GPSの有無に関わらず安定して飛行できるものとする。
- 2) 連続航続時間35分以上できるものとする。
- 3) 映像記録・伝送装置及び夜間撮影ができるものとする。
- 4) 360° 障害物を回避できるものとする。
- 5) IP55等級以上のものとする。

c) 遠隔操作端末

無人航空機本体を正常に動作させることが可能なものとする。

2.7 製品の表示

装置名及び構成品表を収容部の判りやすい位置に、容易にかすれたり、剥がれたりしない素材を利用して表示するものとする。

2.8 技術的事項

契約の相手方は、官側の指示を受け、技術援助を行うものとする。この際、技術援助に必要な器材等の動作確認及び器材準備は、契約相手方が行うものとする。ただし、官側の装備品等を必要とする場合は、官側と調整の上、貸付を受けるものとする。

2.9 輸送費

賃貸借に掛かる往復の送料は、契約相手方が負担するものとする。

3 品質保証

監査及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 情報の保全

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、適切に管理するものとする。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらを部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

5 その他の指示

5.1 飛行に必要な申請等の実施

契約の相手方は、官側の指定する実施時期、場所及び飛行最大高度に基づき、飛行に必要な関係省庁等への申請について、実施時期に必要な飛行が可能となるよう申請を完了させるものとする。

5.2 飛行に伴う機体の紛失及び損害等への対応

契約の相手方が、本契約及びこれに付随する業務において、飛行間における機体の紛失及び第三者に対して損害を与えた場合、契約の相手方が責任を負うものとする。

5.3 官側の支援等

契約の相手方は、この契約の履行にあたり、次の事項について契約担当官等を経由し、官側の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有する施設、設備、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- b) その他、契約履行に必要な事項

5.4 仕様書に関する疑義

この仕様書についての疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

6 仕様書及び承認申請に関する問い合わせ先

陸上自衛隊第4師団司令部第3部 訓練幹部 092-591-1020 (5237)